

福井県と電子契約される皆様へ

電子契約FAQ

電子契約全般

Q 電子契約の対象を教えてください？

A 県財務規則上の契約書および請書で、県と契約する方が電子契約での締結を希望したものになります。

知事部局、教育委員会、警察本部等が対象となります。

(出先機関や県立学校、警察署を含みます)

Q 利用できる電子契約サービス名はなんですか？

A GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社の「GMOサイン」です。

Q 電子契約を希望する場合はどうすればいいですか？

A 入札公告等に電子契約に関する記載がある場合で、契約相手方の確定後に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」をメールで提出してください。提出いただいたメールアドレスに県から契約締結のためのURLを送信します。

Q 電子契約サービスを利用するにあたり、費用負担はありますか？

A 費用負担はありません。

Q 電子契約サービスを利用するにあたり、あらかじめ電子署名などの準備は必要ですか。

A 必要ありません。

Q 電子契約サービスを利用するにあたり、GMOサインのアカウント登録は必要ですか？

A 必要ありません。

Q 電子契約サービスを利用するにあたり、ソフトウェアのインストールなどの準備は必要ですか？

A ブラウザ上で操作するため必要ありません。

推奨環境：Microsoft Edge、Chrome、Safari、Firefox

Q スマートフォンでも電子契約の締結は可能ですか？

A メールを送受信が可能であれば、電子契約の締結は可能です。

Q 契約方法について、県が電子契約に限定することはありますか？

A 従来どおり紙による契約も可能です。ただし、電子契約は事業者の皆様にもメリットがありますので、積極的なご利用をお願いします。

本人性を確認するメールアドレス

Q 電子契約に使用するメールアドレスはフリーメールアドレスを使用できますか？

A Gmailやヤフーメールなどのフリーメールアドレスは使用可です。

Q 電子契約の担当者と署名者のメールアドレスが同じ（1つしかない）場合の対応はどうすればいいですか？

A メールアドレスは、署名者のものを1つ指定し、電子契約同意書兼メールアドレス確認書に記入してください。

Q 変更契約時に社名変更などの理由でメールアドレスが変わった場合、問題ありませんか？

A 変更契約は新規契約と同じ扱いとなり、契約のつどメールアドレスを提出いただき契約することとなりますので、問題ありません。

Q 電子契約で使用するメールアドレスは、契約ごとに変更可能ですか？

A メールアドレスは、契約のつど提出いただきますが、県との契約用のメールアドレスは可能な限り統一してください。

Q 電子契約において確認者を設定することは可能ですか？

A 契約締結権限のある者に加え担当部署など確認者を設けることも可能です。

Q 共同企業体の場合はどのような取扱いとなりますか？

A 共同企業体の全構成員に、契約締結に利用するメールアドレスを提出していただきます。契約締結の際には、提出していただいたメールアドレスあてに順次署名メールが送信されます。

電子契約締結後のファイル

Q 電子契約締結後、契約書はどこからダウンロードできますか？

A 電子署名完了時に電子契約締結後の文書が添付されたメールが届きます。ダウンロードしてPDFファイルを保存してください。

PDFファイル容量が6MB以上の場合は、締結後14日以内に「ダウンロード」ボタンからダウンロードしてください。また、GMOサインアカウントをお持ちの方は、30日以内であればアカウント内へ文書保管が可能です。

Q Adobe（アドビ）以外のPDFソフトにて電子契約書を開いた場合、不具合がありますか？

A 推奨環境は「Adobe Acrobat Reader」の最新版となります。

契約締結後のファイル

Q 原本のPDFファイルを複製した場合、契約書として効力がありますか。

A 原本と同一の電子署名とタイムスタンプを有している複製は、原本と同等の効力を有するものとして扱われます。

Q ダウンロードした契約書を印刷した場合、署名も含め印刷されますか？

A 契約書を印刷した場合、電子署名とタイムスタンプは印刷されません。GMOサインのアカウント登録（無料）を行えば、契約締結証明書のダウンロードが可能となります。また、本県の契約所管課から同証明書を送信することも可能です。紙で保管する場合は、契約締結証明書もあわせて保管してください。

Q 契約データのPDFファイルを加工編集することは可能ですか？

A ファイル名の変更のみ可能です。それ以外の編集を行うと、電子署名が無効となります。

その他

Q 電子契約で締結後、変更契約を紙での契約に変更することはできますか？

A 変更可能です。諸般の事情により電子契約の利用が困難になった場合は、発注する所属にお問い合わせください。

Q 変更契約の取扱いはどうなりますか？

A 新規の契約締結と同様の取扱いになります。発注する所属の指示に従って契約締結処理を行うことになります。

Q 締結前に契約書の内容に誤りを見つけた場合、どうすればよいですか？

A 発注した所属にご連絡ください。承認依頼中の契約データを破棄し、修正後の契約データファイルにより署名依頼をさせていただきます。

Q 締結後に契約書の内容に誤りを見つけた場合、どうすればよいですか？

A 発注した所属にご連絡ください。契約当事者双方の合意に基づいて処理を行うことになります。

Q 電子請求書は電子契約の対象ですか？

A 電子契約とは別のサービスとなります。どちらか一方のみ利用することも可能です。請求書の発行もオンラインで簡単に行うことができます。